

運輸安全マネジメントセミナーについて

当セミナーの受講については任意（受講義務はありません）となっておりますが、運輸安全マネジメントの取組みの参考にしたいとお考えの方は、是非、積極的にご参加ください。また、受講することにより以下のメリットがあります。

①【監査インセンティブ】

「地方運輸局は、経営管理部門の要員が認定セミナーを受講し、かつ、受講内容を活用していることが確認された事業者については、長期未監査を理由とする監査の対象としないことができるものとする。」（平成 26 年 1 月 24 日国土交通省大臣官房・自動車局通達より）

注 1. 監査を「免除する」というものではありません。

注 2. 受講するだけでは対象にはなりません。受講後、国土交通省に対し調査票の提出が必要となります。

注 3. 貸切バス事業者は監査方針により対象外です。

②【貨物自動車運送事業安全性評価事業（G マーク）の申請に活用可能】

【貸切バス事業者安全性評価認定制度（☆ ☆ ☆）の申請に活用可能】

○貨物自動車運送事業安全性評価事業

「安全性に対する取組の積極性」
中、「5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している」



5. 外部の研修機関・研修会へ運転者等を派遣している。(2点)	
判断方針	◆自社（事業所）以外の外部の研修機関等が主催する交通事故防止に関する研修に運転者等を派遣していることを判断します。
判断基準	◆過去 1 年間（2019 年 7 月 2 日～2020 年 7 月 1 日）において、1 回以上実施した状況が確認できれば加点の対象とします。 ◆配点 2 点のうち、下記基準により 2 点又は 1 点付与とします。 [2 点付与とするもの] ◆選任運転者が研修を受講（ただし、国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー、全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（追突事故防止マニュアル活用セミナー、交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60 分でわかるトラック重大事故対策セミナー、健康起因事故防止セミナー）は、管理者が受講した場合も 2 点付与とする） [1 点付与とするもの] ◆選任運転者が研修を受講（ただし、国土交通省が認定した運輸安全マネジメント認定セミナー、全日本トラック協会が実施する事故防止セミナー（追突事故防止マニュアル活用セミナー、交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60 分でわかるトラック重大事故対策セミナー、健康起因事故防止セミナー）は、管理者が受講した場合も 1 点付与とする）
[添付資料チェックシート] 貴社における取組が各評価基準を満たしていることを証明できる資料を添付してください。	

○貸切バス事業者安全性評価認定制度

「運輸安全マネジメント」中、「輸送の安全に関する研修等を実施しているか」



輸送の安全に関する研修等を実施しているか。	
<添付資料チェックシート> 貴社における取組が各評価基準を満たしていることを証明できる資料を添付してください。	
評価基準10	運転者に対して、安全運行に必要な教育・訓練を定期的に実施し記録しているか。
評価基準11	2019年度に経営者は安全に係る者に、外部機関が主催する輸送の安全に関する研修会・講習会等を受講しているか。 ※中小規模は下記の取扱いとする。 (1) 評価基準10を満たし、国土交通省の認定セミナーを受講した場合は2点。 (2) 評価基準10を満たし、国土交通省の認定セミナー以外の受講は1点。

注 1. 上記、G マークの判断基準は R 2 年度の申請案内からの抜粋です。

注 2. 上記、安全性評価認定制度の配点は R 2 年度のチェックシートの抜粋です。

注 3. 当機構として加点を保証するものではありません。各申請に関するご質問に対して
は当機構ではお答えできませんので、申請先の各団体にお問い合わせください。

運輸安全マネジメントセミナー（国土交通省認定セミナー）参加申込書

(独)自動車事故対策機構 青森支所 行 FAX: 017-739-0552

会社名			
業態 (○をしてください)	バス（乗合・貸切） タクシー トラック		
車両台数	台	申込ご担当者名	

申込者情報

(フリガナ) お名前			生年月日 昭和 年 月 日 平成
所属営業所			
営業所住所 〒 (TEL:) 、 (FAX:)			
お役職名			
経理管理部門の 要員 (※) (○をしてください)	該当する • 該当しない		
参加希望の セミナー (○をしてください)	()	7月25日(月)	ガイドラインセミナー
	()	7月26日(火)	リスク管理セミナー
	()	7月27日(水)	内部監査セミナー

(※) 「経営管理部門」とは、現業実施部門（輸送の安全に係る運行、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門）を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップ及び安全統括管理者を含む。）と国土交通省が定義しています。なお、経営管理部門の範囲は、それぞれの事業者が定めるものです。

(ご注意)

- ・2名様以上お申込みされる場合は、本紙をコピーしてご利用ください。
- ・認定セミナー受講による監査のインセンティブは、「経営管理部門」の要員が受講した場合のみ、適用されます。

上の方がセミナーを受講したことを 当機構から国土交通省へ通知することに同意いただけますか。 (○をしてください)	同意する • 同意しない
--	--------------